

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により橿原市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十八年八月五日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンモール橿原

所在地 橿原市曲川町七丁目四四三一ほか

二 橿原市から聴取した意見の概要

1 下水道課

大規模小売店舗立地法第六条第一項に基づく変更届出書「2 変更した事項(2)」について、飲食店における阻集器（グリストラップ）の設置に伴う確認協議を行うこと。

2 緑地景観課

テナント入れ替えに伴い、屋外広告物に追加又は変更のある場合は、屋外広告物法及び橿原市屋外広告物条例に基づき、所定の手続をとること。

3 社会教育課（青少年センター）

奈良県青少年健全育成条例を遵守すること。

4 環境企画課

- (1) 廃棄物は、リサイクル処理に努め、一般廃棄物と産業廃棄物に区分すること。
- (2) 土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上、支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、橿原市が定める一般廃棄物処理計画に従い、当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等、市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力すること。
- (3) 橿原市が定める一般廃棄物処理計画に従って一般廃棄物の運搬を他人に委託する場合には、その運搬について橿原市が許可する一般廃棄物収集運搬業者または環境省令で定める者に委託すること。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

平成二十八年八月五日から同年九月五日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで